

役員候補者の公募について

公益社団法人国土緑化推進機構（以下「機構」という。）は、次により役員候補者を公募します。

1 機構の概要

(1) 目的及び事業

機構は、国土緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化をはかり、もって心豊かな国民生活の実現、日本の文化的発展、さらには地球環境の保全に寄与すること及び国際貢献を目的としており、次の事業を本邦及び海外において実施しています。

- ① 全国植樹祭、全国育樹祭等国土緑化行事の開催及び国土緑化の普及宣伝等に関する事業
- ② 緑の募金の推進並びに緑の募金による寄附金及び都道府県緑化推進委員会（以下「推進委」という。）から交付される寄附金の管理
- ③ 緑の募金による森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究
- ④ 推進委相互の連絡及び業務の調整、推進委に対する指導及び助言並びに推進委の業務に関する情報又は資料の収集及び提供
- ⑤ 「緑と水の森林ファンド」による森林資源の整備、利用等及び森林資源の整備を通じた水資源のかん養等に関する総合的な調査研究、普及啓発等並びにこれらに対する助成
- ⑥ 国土緑化を推進する民間団体等相互の連絡調整並びにこれらに対する助言及び情報・資料の提供等
- ⑦ その他、機構の目的達成に必要な事業

(2) 沿革

機構は、国土緑化運動を国民運動として盛り上げ、推進する団体として、昭和25年1月、国民各界各層の参加によって機構の前身である国土緑化推進委員会が設立され、昭和42年9月、社団法人として認可されました。

また、昭和63年3月に「緑と水の森林基金」の創設とともに、名称が社団法人国土緑化推進機構と改められ、さらに、平成7年には、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、全国段階の募金活動の実施主体として指定されました。

その後、平成23年7月、公益社団法人に移行（「緑と水の森林基金」は「緑と水の森林ファンド」に名称変更）し、国土緑化運動の柱として「国民参加の森林づくり」を積極的に推進しています。

(3) 事務所の所在地

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館内

(4) 組織（令和8年6月1日現在）

役員	理事長（非常勤）
	副理事長（非常勤）
	専務理事（常勤、兼事務局長）
	常務理事（常勤、総務担当、兼事務局次長）
	常務理事（常勤、事業担当、兼事務局次長）
理事	20名（非常勤）
監事	3名（非常勤）
職員	15名（常勤）

2 募集内容

(1) 募集する役員候補者

専務理事候補者1名、総務担当常務理事候補者1名、事業担当常務理事候補者1名

(2) 専務理事に就任した場合の職務

理事長及び副理事長を補佐するとともに、事務局長として、理事長の命を受けてその監督の下に事務局次長及び職員を指揮監督し、一切の事務を掌握します。

(3) 常務理事に就任した場合の職務

① 総務担当常務理事

専務理事を補佐するとともに、事務局次長として総務部、経理部、政策企画部及び政策業務部の事務を統括します。

職務内容の主なものは、以下のとおりです。

- ア 理事会及び総会、会員・賛助会員、事務局の組織、人事・労務管理、全国植樹祭及び全国育樹祭、予算及び決算、資金計画、収入及び支出並びに契約に関する業務
- イ 国土緑化運動及び緑化ボランティア団体等に関する情報の収集、発信等、ボランティア団体等の連絡・調整並びに育成及び指導等に関する業務

② 事業担当常務理事

専務理事を補佐するとともに、事務局次長として募金企画部、募金業務部、基金管理部及び基金業務部の事務を統括します。

職務内容の主なものは、以下のとおりです。

- ア 緑の募金の募集及び事業計画の企画・調整及び管理並びに緑の募金を活用した事業に関する業務
- イ 緑と水の森林ファンド（以下「ファンド」という。）の造成及び管理、事業積立金等の管理、緑の少年団の育成、学校林並びにファンドの中央事業、都道府県事業及び公募事業に関する業務

(4) 勤務条件等

- ① 勤務形態 常勤
- ② 勤務場所 機構の事務所
- ③ 勤務時間 役員に勤務時間の定めはないが、原則、月曜日から金曜日までの9時30分から18時15分まで

- ④ 報 酬 役員報酬規程による
- ⑤ 任 期 令和8年度の定時総会の日（令和8年8月27日）から
令和10年度の定時総会の日まで
- ⑥ 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- ⑦ そ の 他 機構の規程等による

3 応募者の資格

- (1) 機構の目的及び業務内容等を十分理解するとともに、森林の整備、国土緑化の推進等に関する十分な知見と相当な期間の実務経験を有すること。
- (2) 機構の事業目的達成に向け適正な業務・運営を確保するため、業務遂行に際して職員を指揮監督し的確に対処できる経験、能力、実績を備えていること。
- (3) 組織の管理及び業務に関係する関係団体等との対外的折衝能力を有していること。
- (4) 心身ともに健康で、常勤の理事として、機構の運営に専任できること。
- (5) 常勤であるから、勤務場所に通常の交通手段により通勤可能であること。
- (6) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）第65条第1項各号に規定されている「役員となることができない者」に該当しないこと。

4 応募方法

- (1) 応募に際しては、応募する対象役員（専務理事、総務担当常務理事、事業担当常務理事のいずれか）を明記してください。

(2) 応募書類

① 履歴書

J I S規格履歴書又は厚生労働省履歴書様式例に写真を貼付のうえ、学歴、職歴等の事項を詳細に記載してください。記載方法は次のとおりです。

ア 学歴は、最終学歴を記入

イ 職歴は、会社（又は組織）名、所属部課名、役職等を記入

ウ 連絡用の電話番号（又は携帯電話番号）を記入

② 応募動機・自己アピール文書（A4版縦紙 1200字程度 横書き）

応募した動機、公募している職務に自分が適任であることの理由、就任した場合の抱負等を記載

(3) 応募書類の送付先等

応募書類を簡易書留により、下記あて郵送してください。

なお、封筒の表に「役員候補者応募」と朱書きしてください。

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館B棟5F

公益社団法人国土緑化推進機構 総務部 あて

(4) 応募期限

令和8年7月31日（金）（必着）

5 選考方法等

(1) 8月上旬の理事会において、応募者からの応募書類の内容等を勘案し、候補者と認められる者を役員候補者名簿に登載します。その場合、名簿には公募による役員候補者と明示します。

ただし、役員候補者が多くなる場合には、理事会において判断の上、対象理事ごとに候補者を2～3人程度に絞り名簿に登載します。

(2) 8月27日の定時総会において、役員候補者名簿（(1)ただし書きの場合には対象理事ごとに候補者を2～3人程度に絞ったもの）から理事が選任されます。

(3) (2)の定時総会で理事として選任された者を含めて開催される理事会において、専務理事1名、総務担当常務理事1名、事業担当常務理事1名が選定され、それぞれ当該理事に就任することになります。

なお、理事長は、必要に応じ、学識経験者等第三者の委員で構成する役員候補者選考委員会に委嘱して、役員候補者を選考することができます。

6 その他

(1) 応募者には、選考終了後、結果を連絡します。

(2) 応募書類については、一切返却致しません。

(3) 応募に係る費用については、全額応募者負担とします。

(4) 応募書類に記載された個人情報等は、選考及び連絡の目的のみに使用します。

(5) 選考の過程に関するご質問には、一切お答えできません。

7 問い合わせ先

公益社団法人国土緑化推進機構 総務部 川脇

電話：03-3262-8451